

■ 商標の機能と商標登録 指導手引

(1) 商標の機能について

商標は、自己の商品・サービスと他人の商品・サービスとを識別する識別標識です。

自己の商品・サービスと他人の商品・サービスとを区別する機能を自他商品・役務の識別力(識別性)といいます。

商品やサービス(役務)の提供の際に同一の商標(ネーミングやマーク)を使い続けることにより、自他商品・役務の識別力を前提として、出所表示機能、品質保証機能、宣伝広告機能という商標の3つの機能が発揮されます。

1) 出所表示機能について

出所表示機能は、一定の商標(ネーミングやマーク)を付した商品やサービス(役務)は一定の出所から流出していることを示す機能です。

商標が製造者表示と違うところは、誰の商品・サービスであるかを一瞬にして需要者に伝えることができることです。

2) 品質保証機能について

品質保証機能は、同一の商標(ネーミングやマーク)を使用した商品やサービス(役務)には同一の品質があることを保証する機能です。

3) 宣伝広告機能について

宣伝広告機能は、需要者に商標を手掛かりとして購買意欲を起こさせる機能です。

出所表示機能、品質保証機能、宣伝広告機能が十分に発揮されることにより、商標はブランド化していきます。ブランド化した商品・役務は顧客吸引力が増大します。現実には、ブランド化した商標を付した商品や役務は大きく売れ行きを伸ばしています。

ブランド化した商標は第三者によってただ乗りされやすく、第三者による商標のただ乗りを防止するためには、商標権を取得することが有効です。

(2) 商標登録できる商標について

1) 登録商標とは?

商標は、特許庁に登録することで登録商標になります。そして、商標登録することで、商標権が発生します。

商標権とは、商標権者が登録した指定商品について登録商標を独占的に使用することができる

権利です。

商標権の権利期間は、原則として、登録日から10年です。しかし、商標権者が希望すれば、登録は更新できるので、商標権をずっと持ち続けることもできます。

2) 商標登録できる商標（配布用資料参照）。

①と⑤は登録できません。

「ゼリー」や「さつまいも」といった商品の普通名称に、「くだものがたくさん」や「本場」といった説明を付けても登録されません。

他の商品と区別できることが必要です。これを「商標の識別性」といいます。

⑥も登録は難しいです。

地名＋普通名称も、識別性がない商標です。

④は登録可能性があります。

④の「デジタル亀ら」は、「カメラ」を「亀ら」と振っているので、普通名称とは言えません。

⑧は登録可能性があります。

⑧の「クレヨン」は、商品が「文房具」なら普通名称ですが、商品が「新聞・雑誌」なので商品との関係で普通名称ではなく、識別性があります。

使用する商品やサービスとの関係で何か α があれば登録できます。その α が識別性です。

⑦と⑨は登録は難しいです。

⑦の「警察のマーク」は警備会社が使ったら、いかにも関係がありそうに誤解を与えます。

⑨の「駐車場のマーク」は駐車場だと思ったらレストランだったというのは少し怒ってしまいます。

これらのマークは一私人の権利とすることは社会に混乱を与えるので、登録を認めていません。先程の「識別性」の他に、商標にはこのような「不登録要件」といわれるハードルがあります。

登録をするうえでもう一つの大きなハードルは、他人の商標と似ていないことです。

似た商標がたくさん登録されてしまったら、商品を選ぶ需要者が混乱してしまいます。

商標制度は商品やサービスを提供する者の権利を護る制度ですが、市場での交通整理をすることによって需要者の利益を護っています。

②は登録可能性があります。

②は、有名な文房具のメーカーと似た名前です。しかし、商品が「スポーツ施設の提供」です

し、「GYM」の部分の綴りが「JIM」と違うので、混同は生じません。

③の登録は難しいです。

③は、有名な自動車会社のマークと似ています。他人商標と似ているので混同が生じ、登録できないでしょう。

他人の商標との関係も、使用する商品やサービスとの関係を考えて判断されます。

使用する商品やサービスを指定する区分は、全部で45区分あります。

ある区分で他人の商標が登録されていたり有名であっても、他の区分ならば登録される可能性があります。一方で、誰でも知っている著名な商標については、防護商標として、その著名な商標について使用されていない区分についても登録されない場合もあります。

3) その他の商標登録の際の検討される事項

商標は自らが使用したい区分で商標登録するわけですが、自分が使用する予定がない場合でも、他人に使われたくない商品役務区分に登録を行う防護標章という制度があります。

この防護標章を利用できるのは著名な商標ですが、商品役務区分が違っても、防護標章が存在すれば登録を受けられません。

以上